

問Ⅴ - 1 - ②（経理的基礎・技術的能力）

出えん企業の経理担当者に法人の経理を担当してもらっているが、経理的基礎を満たしていると考えてよいでしょうか。

答

- 1 公益法人は、税制優遇を受けて活動を行う社会的存在であり、法人の各機関が法令の規定に則り期待される役割を適切に果たすとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められます。
- 2 このため、経理的基礎を有することが認定基準として定められており、その一要素として情報開示の適正性が確保される必要があります。そのためには、外部監査を受けるか、又は監事が会計監査の責務を着実に果たす必要があります。
- 3 そこで、外部監査を受ける必要のない法人について、費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の公益法人については公認会計士又は税理士が、当該額が1億円未満の法人については企業等での経理事務に通じた者が監事の中にいる場合には、情報開示の適正性確保は満たされるものと扱うことにしています（公益認定等ガイドラインⅠ-2.（3）参照）。
- 4 これは、監事に上記のような者を置くことを義務付けるものではありませんが、法人において、上記と同等以上の情報開示の適正性が確保されていることについて、個別に代替措置を説明していただくことが必要となります。